



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

○ 告示

- 667 随意契約の相手方の決定 (広報室)
- 668 " (情報システム課)
- 669 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 670 " (")
- 671 " (")
- 672 " (")
- 673 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 674 生活保護法による介護機関の指定(")
- 675 亀池土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)
- 676 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 収用委員会告示

- 2 土地収用法による裁決手続開始の決定

告 示

和歌山県告示第667号

平成19年度県政テレビ広報番組の制作及び放送業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成19年度県政テレビ広報番組の制作及び放送業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県広報室
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ和歌山
和歌山市栄谷151番地
- 5 随意契約に係る契約金額
158,896,815円(うち消費税及び地方消費税の額7,566,515円)

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第668号

和歌山県きのくにe-ねっと管理運用支援委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県きのくにe-ねっと管理運用支援委託業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県企画部IT推進局情報システム課
和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社和歌山支店
和歌山市一番丁5番地

5 随意契約に係る契約金額

40,955,040円(うち消費税及び地方消費税の額1,950,240円)

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第669号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年6月23日まで縦覧に供する。

平成19年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年4月23日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山ホームレス支援機構
- 3 代表者の氏名
太田勝
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市雄松町2丁目38番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、和歌山市内に居住するホームレスに対して、その自立支援および社会的処遇の改善と自立以後の人々へのケアに関する事業を行う事により、社会福祉の向上を図ることを目的とする。

和歌山県告示第670号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年6月25日まで縦覧に供する。

平成19年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年4月25日
- 2 名称
特定非営利活動法人まち・住まい支援ネット和歌山
- 3 代表者の氏名
八木恵里子
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市卜半町38番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高度な技術と豊かな経験を有する、建築及び関連各分野の専門家が、より高い倫理観を持って、それぞれの知識と経験を生かし、互いに協力して、建築・環境に関わる諸問題の調査研究・情報収集等を行い、広く一般市民や官公庁を含む諸団体を対象に、建築・環境とそれを取り巻く様々な問題についての助言・協力及び情報提供を行う事により、安心・安全で美しい、調和のとれたまちづくりに扶助し、より良い地域社会環境の形成に寄与する事を目的とする。

和歌山県告示第671号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年7月1日まで縦覧に供する。

平成19年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年5月1日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山県高圧ガス保安推進協議会
- 3 代表者の氏名
細田知義
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市西紺屋町1丁目23番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高圧ガスに係る災害の発生及び拡大を防止するとともに、行政や県民と連携し保安対策や環境保全への積極的な取り組みをおこなうことにより、公共の安全確保の推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第672号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年7月1日まで縦覧に供する。

平成19年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年5月1日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山県医学学術振興協会
- 3 代表者の氏名
森庸亮
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市中之島1639番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、公立大学法人和歌山県立医科大学に対して、人材育成、学術並びに研究に関する支援事業を行い、広く県民の健康保持と地域医療の向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第673号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人神愛会	西牟婁郡上富田町岩田2754-3	社会福祉法人神愛会愛の園	西牟婁郡上富田町岩田2754-3	短期入所生活介護・居宅介護支援・介護予防短期入所生活介護	平成19.3.31
社会福祉法人神愛会	西牟婁郡上富田町岩田2754-3	デイサービスセンター愛の園	西牟婁郡上富田町岩田2754-3	通所介護・介護予防通所介護	平成19.3.31
医療法人黎明会	御坊市湯川町財部728-4	御坊市在宅介護支援センターキタデ	御坊市湯川町財部728-4	居宅介護支援	平成19.3.31

和歌山県告示第674号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成19年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人神愛会	西牟婁郡上富田町岩田2754-3	デイサービスセンター愛の園	西牟婁郡上富田町生馬316-56	通所介護・介護予防通所介護	平成19.4.1
社会福祉法人神愛会	西牟婁郡上富田町岩田2754-3	居宅介護支援事業者愛の園	西牟婁郡上富田町生馬316-56	居宅介護支援	平成19.4.1
社会福祉法人神愛会	西牟婁郡上富田町岩田2754-3	特別養護老人ホーム愛の園	西牟婁郡上富田町生馬316-56	介護老人福祉施設	平成19.4.1
社会福祉法人神愛会	西牟婁郡上富田町岩田2754-3	社会福祉法人神愛会愛の園	西牟婁郡上富田町生馬316-56	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成19.4.1
有限会社プロデュース	西牟婁郡白浜町堅田2578-443	ケアプランセンターまごの手	西牟婁郡白浜町堅田2578-443	居宅介護支援	平成19.4.11
株式会社城之内デイサービス	橋本市野236-2	城之内デイサービス	橋本市野236-2	通所介護・介護予防通所介護	平成19.4.1
株式会社夢ボラ	橋本市隅田町河瀬416	多機能ハウスこうぜ	橋本市隅田町河瀬416	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	平成19.4.1
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	根来山荘デイサービスセンター	岩出市根来2277	介護予防通所介護	平成19.2.1
岡本裕	大阪府泉南郡岬町淡輪657-3	岡本医院	岩出市岡田695-1	訪問看護・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導	平成19.3.1
社会福祉法人博愛会	御坊市名田町野島1-9	日高博愛園デイサービスセンター	御坊市名田町野島1-9	介護予防通所介護	平成19.4.2
有限会社グッチメディカルサービス	新宮市蜂伏3-27	グッチメディカルサービス	新宮市蜂伏3-27	居宅介護支援	平成19.4.2
中瀬古医療・福祉コンサルティング有限公司	新宮市大橋通4-1-9	なかせこデイサービスセンター	新宮市大橋通4-1-8	通所介護・介護予防通所介護	平成19.4.3
株式会社おおぞら	田辺市上屋敷2-3-33	通所介護潮風	田辺市上屋敷2-3-33	通所介護・介護予防通所介護	平成19.4.1
医療法人玄竜会	田辺市たきない町6-11	介護老人保健施設自糧館	田辺市たきない町6-11	通所リハビリテーション・短期入所療養介護・居宅介護支援・介護予防通所リ	平成19.3.1

ハビリテーション・介護予防短期入所療養介護

和歌山県告示第675号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、亀池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成19年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	稲垣岩男	海南市多田84番地4
理事	中本喜造	和歌山市本渡436番地
理事	杉本武	海南市小野田595番地3
理事	南出博司	海南市且来379番地
理事	谷口満男	海南市岡田773番地
理事	木野進	和歌山市薬勝寺137番地
理事	谷口秀雄	和歌山市本渡880番地
理事	原田庫彦	和歌山市内原1306番地
監事	江原幸夫	海南市阪井62番地2
監事	北野雅文	和歌山市内原1338番地
監事	山本耕一	和歌山市冬野1544番地の6

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	稲垣岩男	海南市多田84番地4
理事	中本喜造	和歌山市本渡436番地
理事	杉本武	海南市小野田595番地3
理事	山本正治	海南市且来768番地
理事	谷口満男	海南市岡田773番地
理事	南出啓司	和歌山市仁井辺71番地
理事	谷口秀雄	和歌山市本渡880番地
理事	原田庫彦	和歌山市内原1306番地
監事	江原幸夫	海南市阪井62番地2
監事	北野雅文	和歌山市内原1338番地

監事 岡本博行 和歌山市本渡881番地

和歌山県告示第676号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2933	橋本市高野口町小田字一本木458番3の一部	和歌山市太田479-3 株式会社幸福建設 代表取締役 金沢公英	平成19.5.10	6.00	78.23

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第2号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成19年5月9日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成19年5月18日

和歌山県収用委員会会長 森 薫 満

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 和歌山都市計画道路事業3・3・9号西脇山口線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

裁決手続開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目		地積(㎡)		取用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県和歌山市六十谷字有高	220番4	宅地	宅地	652.01	651.91	328.53	—	貴志ヨシエ	和歌山県和歌山市六十谷220番地の1	貴志廣信 和歌山県和歌山市六十谷220番地の4 使用借権		
										株式会社三井住友銀行 代表取締役 奥正之 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 根抵当権		